

平 川 市 長 長 尾 忠 行 様

平川市監査委員 鳴海和正

平川市監査委員 小田桐正和

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

記

第1 監査の概要

1. 監査の目的

市が公の施設の管理を行わせ、指定管理料を支出している次の団体について、令和4年度の指定管理にかかる出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを確認するため監査を実施した。

2. 監査の対象

団体名	施設名	所管課
尾崎町会	白岩森林公園	財政部財政課
広船町会	志賀坊森林公園	財政部財政課

3. 監査の実施日及び監査実施場所

実施日：令和5年10月18日（水）

実施場所：平川市役所

4. 監査の着眼点

今回は、主に次の観点について監査した。

- (1) 施設は関係条例・規則等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 施設管理に係る収支会計経理は適切か。
- (3) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類は適正に整理保存されているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行は適切か。
- (5) 利用促進のための努力が行われているか。

5. 監査の方法

- (1) 関係書類の实地調査
- (2) 団体及び所管課からの聴取調査

6. 監査の対象施設の概要

(1) 尾崎町会

名 称 及び 所 在 地	○ 平川市白岩森林公園 平川市尾崎黒倉沢1番地1 " 1番地2 " 木戸口177番地1 " 181番地3
施 設 概 要	○ 土地面積 1,314,054 m ² ○ 建物面積 総合案内所 399.85 m ² 炊事施設 59.62 m ² 保管庫 16.56 m ² トイレA 9.93 m ² トイレB 5.53 m ² トイレC 22.36 m ² トイレD 14.91 m ² 農村公園トイレ 29.22 m ² 東屋1 16.00 m ² 東屋2 43.56 m ² 休憩施設 27.60 m ²
営 業 時 間 及び 休 業 日	○ 営業時間 午前9時から午後5時まで ○ 休業日 11月16日から翌年4月16日まで

指定期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1期目：平成19年4月 1日から 平成24年3月31日まで（5年間） ○ 2期目：平成24年4月 1日から 平成29年3月31日まで（5年間） ○ 3期目：平成29年4月 1日から 令和 4年3月31日まで（5年間） ○ 4期目：令和 4年4月 1日から 令和 9年3月31日まで（5年間）
指定管理料	4,163,695 円（令和4年度）
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合案内施設等の利用料金を徴収することができる。 ○ 公衆電話を設置した場合は、その利用料金を収入できる。 ○ 自動販売機を設置した場合は、設置業者から設置料（電気料を含む）を徴収することができる。
業務範囲 及び 管理基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務範囲 <ul style="list-style-type: none"> 1 公園及び施設の利用に関する業務 2 公園内での物品及び飲食物の販売に関する業務 3 公園の管理及び利用促進に関する業務 4 公園施設（総合案内施設）の利用許可等に関する業務 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ○ 管理基準 <ul style="list-style-type: none"> 1 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うこと。 2 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。 3 利用者の意見を管理に反映させること。 4 個人情報の保護を徹底すること。 5 経費の削減に努め、効率的管理を行うこと。
所管課	財政部財政課
関係例規	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例 ○ 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行

	<p>規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平川市森林公園条例 ○ 平川市森林公園条例施行規則
--	--

(2) 広船町会

<p>名 称 及び 所 在 地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平川市志賀坊森林公園 平川市広船嘉瀬沢47番地1 〃 51番地2 〃 51番地155 〃 広沢386番地1 〃 386番地81
<p>施設概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地面積 151,200 m² ○ 建物面積 <ul style="list-style-type: none"> 総合案内所 221.02 m² 管理棟 35.97 m² 農村公園トイレ 22.09 m² 身障者用トイレ 5.17 m² 東屋 21.00 m²
<p>営業時間 及び 休業日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間 午前9時から午後5時まで ○ 休業日 11月16日から翌年4月16日まで
<p>指定期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1期目：平成19年4月 1日から 平成24年3月31日まで（5年間） ○ 2期目：平成24年4月 1日から 平成29年3月31日まで（5年間） ○ 3期目：平成29年4月 1日から 令和 4年3月31日まで（5年間） ○ 4期目：令和 4年4月 1日から 令和 9年3月31日まで（5年間）
<p>指定管理料</p>	<p>2,243,800円（令和4年度）</p>
<p>利用料金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合案内施設等の利用料金を徴収することができる。 ○ 公衆電話を設置した場合は、その利用料金を収入できる。 ○ 自動販売機を設置した場合は、設置業者から設置料（電

	<p>気料を含む) を徴収することができる。</p>
<p>業務範囲 及び 管理基準</p>	<p>○ 業務範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公園及び施設の利用に関する業務 2 公園内での物品及び飲食物の販売に関する業務 3 公園の管理及び利用促進に関する業務 4 公園施設（総合案内施設）の利用許可等に関する業務 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 <p>○ 管理基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の維持管理を行うこと。 2 利用者が常に安全な環境で利用できるよう管理を行うこと。 3 利用者の意見を管理に反映させること。 4 個人情報の保護を徹底すること。 5 経費の削減に努め、効率的管理を行うこと。
<p>所管課</p>	<p>財政部財政課</p>
<p>関係例規</p>	<p>○ 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例</p> <p>○ 平川市公の施設の指定管理者の指定等に関する条例施行規則</p> <p>○ 平川市森林公園条例</p> <p>○ 平川市森林公園条例施行規則</p>

7. 令和4年度事業実績

(1) 尾崎町会・白岩森林公園

①収支決算状況

収支決算書の前年度との比較では、収入の部の合計が5,186,362円で、前年度より139,614円(2.7%)の増となっている。これは、指定管理料が増となったことが主な要因である。また、支出の部では、合計が4,163,695円で、前年度より38,020円(0.9%)の減となっている。

収入合計額から支出合計額を差し引いた額は、1,022,667円で、前年度より6,478円の増となっている。

②施設利用状況

施設利用状況とは、同公園を訪れた来園者数の人数であり、前年度との比較では、来園者数合計が3,829人で、前年度より300人(7.3%)の減となっている。

③保守点検等管理業務状況

施設の保守点検等管理業務については、指定管理業務基準書において業務内容が定められている。すべての業務において、基準書に定められている回数を適切に実施し管理されている。

(2) 広船町会・志賀坊森林公園

①収支決算状況

収支決算書の前年度との比較では、収入の部の合計が2,243,806円で、前年度より42,800円(1.9%)の増となっている。また、支出の部でも、合計が2,243,806円で、前年度より42,800円(1.9%)の増となっている。

収入合計額から支出合計額を差し引いた額は、0円で前年度と同額となっている。

②施設利用状況

施設利用状況とは、同公園を訪れた来園者数の人数であり、前年度との比較では、来園者数合計が8,026人で、前年度より901人(10.1%)の減となっている。

③保守点検等管理業務状況

施設の保守点検等管理業務については、指定管理業務基準書において業務内容が定められている。すべての業務において、基準書に定められている回数を適切に実施し管理されている。

第2 監査の結果

1. 結果

(1) 尾崎町会及び広船町会に関する事項

提出された書類及び事前に提出を求めた書類により聴取等を行った結果、両団体ともに適正に処理されているものと認められた。

また、出納簿などの各種台帳もよく整備されており、通帳、印鑑等の管理体制も適正で問題がなかった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査時に口頭にて改善ま

たは検討を要望した。

(2) 所管課に関する事項

なし

2. 総括

白岩森林公園及び志賀坊森林公園は、当市を代表する観光施設であり、子どもからお年寄りまで楽しめる憩いの場として市民からも親しまれている。尾崎町会及び広船町会においては、多くの課題を抱えながらも指定管理者として積極的に管理運営されていることに敬意を表するものである。

両町会においては、今後も所管課との連携を密にしながら、景観の保全や利用者の安全確保などに努めるとともに、より効率的な運営に取り組んでいただきたい。